

- 一 法附則第四条第三項において準用する法第三十条の准介護福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 六百円
- 二 登録証の再交付を受けようとする者 千二百円
(登録手数料)

第二条の四 法附則第五条第三項において準用する法第三十六条第二項の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法附則第二条に規定する准介護福祉士の登録を受けようとする者 三千三百二十円
- 二 法附則第四条第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百円

（法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第一号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第三条 法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、刑法（第一百八十二条の規定に限る。）、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。（認定特定行為業務従事者認定証の返納）

第四条 法附則第十一条第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の返納を命ぜられた法附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第十一条第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適當と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第十一条第四項の規定により特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その处分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならない。（委託することのできない事務）

第五条 法附則第十二条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 法附則第十二条第二項の規定による認定の事務
- 二 法附則第十二条第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務
(登録研修機関の登録の有効期間)

第六条 法附則第十六条第一項の政令で定める期間は、五年とする。
(準用)

第七条 第十四条の二の規定は、法附則第二十七条第一項の登録について準用する。

附 則 (平成元年三月二二日政令第五六号)
この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月二十四日政令第六四号)
この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月七日政令第三三四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二十五日政令第一〇号)抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号の規定は、施行日以後にした行為により前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者の当該刑に係る次格事由についてはなお從前の例による。

附 則 (平成一八年三月二七日政令第七一号)
(施行期日)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二四日政令第六二号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は同法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定（以下「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前において、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令（以下「新令」という。）第三条（新令

附則第二項において準用する場合を含む。）の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前にその定行行為業務従事者について、当該新指定は、この政令の施行日にその定行行為業務従事者に認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適當と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第十一条第四項の規定により特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その处分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならない。（委託することのできない事務）

第四条 この政令の施行の日前に旧指定養成施設等に在学している者（同日以後に旧指定養成施設等に入学し、同日以後に当該旧指定養成施設等を卒業し、又は退学した者を除く。）が同日以後に旧指定養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間ににおける当該旧指定養成施設等に対する新令第六条第二項及び第七条（これらの規定を新令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、新令第六条第二項中「主務省令で定める基準」とあるのは、

主務省令で定める基準（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年四月一日から施行する。）の施行の日前に旧指定養成施設等に在学している者（同日以後に旧指定養成施設等に入学し、同日以後に当該旧指定養成施設等を卒業し、又は退学した者を除く。）が同日以後に旧指定養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間ににおける当該旧指定養成施設等に対する新令第六条第二項及び第七条（これらの規定を新令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、新令第六条第二項中「主務省令で定める基準」とあるのは、

年政令第六十二号の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者については、主務省令で定める基準。次条において同じ。」とする。

第五条 前二条に定めるもののほか、旧指定養成施設等に関し必要な経過措置は、主務省令で定める。

附 則 (平成二〇年三月二八日政令第八四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（次条において「新法」という。）第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定（以下この条において「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

2 主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、この政令の施行日にその効力を生ずる。

第三条 改正法の施行の際現に改正法第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第

三十九条第一号から第三号まで又は第四十条第二項第二号の規定による学校又は養成施設の指定を受けている者（前条第二項の規定により新法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する指定を受けた者を除く。）は、改正法の施行の日に、それぞれ新法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の規定による当該学校又は養成施設の指定を受けたものとみなす。

附 則 (平成二一年三月二七日政令第六二号)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三〇日政令第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日政令第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三〇日政令第三七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三〇日政令第三七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日政令第三七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日政令第三八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

第三条 改正法附則第十三条第一項に規定する特定登録者（同条第二項の規定により申請をした特定登録者を除く。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二四年三月二八日政令第七三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日政令第五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日政令第二二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日政令第二六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 (平成二六年九月八日政令第二七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第三〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十二条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一三八号) 抄

